

相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例チェックシート・措法39条

住所 _____

氏名 _____

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

1	<p>譲渡資産は相続又は遺贈により取得した財産ですか？</p> <p>(注1) 相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得した財産、又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与により取得した財産も含まれます。</p> <p>(注2) 譲渡資産のうち相続又は遺贈により取得した部分とそれ以外の部分(自己取得分等)がある場合、相続又は遺贈により取得した部分のみが特例の対象となります。</p>	いいえ	特 例 の 適 用 を 受 け ら れ ま せ ん
はい ↓			
2	<p>その相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額(納付税額に贈与税額控除額及び相次相続控除額を加算した金額)がありますか？</p>	いいえ	
はい ↓			
3	<p>その相続税に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡していますか？</p>	いいえ	
はい ↓			
4	<p>その資産の譲渡は、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過するまでの間に行われていますか？</p>	いいえ	
はい ↓			
5	<p>その資産の譲渡について、譲渡益は算出されますか？</p> <p>(注) 譲渡損失が生じている場合には、この特例の適用を受けることはできません。</p>	いいえ	
はい ↓			
<p>譲渡益を限度として</p> <p>特 例 の 適 用 を 受 け る こ と が で き ま す</p>			

☆ この「チェックシート」は、確定申告書に添付して提出してください。

☆ 相続が開始した年分により「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の様式が異なります。

(参考)

☆ 平成27年1月1日以後に開始した相続により取得した土地等(土地又は土地の上に存する権利)を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、その譲渡をした土地等に対応する相続税額に相当する金額となります。

☆ 措法35条3項の特例の適用を受ける譲渡については、この特例の適用を受けることはできません。